

「シルバー人材センター」と類似した名称を使用する事業者について

○県内のシルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「高年齢者雇用安定法」という。）第44条第1項に基づき、県知事の指定をうけた公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会の会員であり、60歳以上の方に臨時的、短期的かつ軽易な就業の場の提供等を行っています。

○当連合会及び県内のシルバー人材センターに対して、県内で同様の業務を行っている「特定非営利法人シルバー人材いきいきセンター」について、お問い合わせ等をいただくことがありますが、当連合会及び当連合会の会員であるシルバー人材センター（県内42団体）とは関係はございません。

○シルバー人材センターへの仕事のご依頼、ご相談などに関しましては、名称や問い合わせについて、よく確認いただきますようお願いいたします。

公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会
公益社団法人福岡市シルバー人材センター